



要望を述べる新井副会長

第16回 保団連九州ブロック協議会と九州厚生局との懇談会

診療報酬改定直前の指導日や令和7年度指導対象医療機関の選定等で意見交換
院内処方と院外処方の格差を調整する補正点数の開示を要望

懇談に際して、九州ブロックから事前に質問および要望事項を厚生局に提出しており、懇談ではこれらの質問等に対する厚生局からの回答を中心に、追加質問や意見交換

が行われた。本稿ではその中の2つを紹介する。

2月13日(木)、保団連九州ブロック協議会(以下「九州ブロック」と九州厚生局(以下「厚生局」)との懇談が福岡協会会議室で行われた(一部WEB参加)。この懇談は保険診療や保険医に対する指導等に関し、率直な意見交換を行う場として開催されており、今回で16回目を迎えた。

厚生局からは、中村博信管理課長、穴見敬二上席医療指導監視監査官、松浦泰志医療課医療指導監視監査官、堤宗義調査課長補佐の4名が出席し、九州ブロックからは役員・事務局30人が出席した(当会からは中山利浩会長がWEB参加、新井良一副会長と事務局が会場参加)。

懇談に際して、九州ブロックから事前に質問および要望事項を厚生局に提出しており、懇談ではこれらの質問等に対する厚生局からの回答を中心に、追加質問や意見交換

が行われた。本稿ではその中の2つを紹介する。

診療報酬改定直前の指導日や令和7年度指導対象医療機関の選定等で意見交換
院内処方と院外処方の格差を調整する補正点数の開示を要望

令和7年度における高
点数を理由とする個別指
導については、「令和7
年1月27日の事務連絡の
通りとなる。選定は指導
大綱通りであるが、令和
7年度の実施に当たって
は、令和5年度に集団的
個別指導の対象となった
医療機関かつ令和6年度

も高点数で上位4%に該
当した医療機関と、令和
元年度の上位8%の医療
機関を突出し双方に該
当する医療機関に対して
行う」と回答。コロナの
影響により高点数に該当
した医療機関を配慮し、
コロナ前から高点数であ
る医療機関を実施対象と
した形だ。

また、今後の選定につ
いても指導大綱通りであ
ることに変わりはない。
例えば昨年度に高点数を
理由として個別指導に選
定されていた医療機関に
対して指導が未実施の場
合であっても、「選定さ
れた医療機関を翌年度の
個別指導に持ち越すこと
はない」と回答された。

その他、健康保険証の
新規発行停止により資格
確認方法が多様で複雑に
なっている医療機関や患者
も混乱していること、指導
大綱から高点数による指
導を削除すること、個別
指導対象30人分のカルテ
全てを1週間前に通知す
ること、院外処方と院内
処方の格差を調整する補
正点数の開示等の要望お
よび意見交換を行った。

高点数による指導選定に
ついては厚生労働省も代
替案を模索している様子
であるが、現状それに代
わる指導選定方法がない
との事であった。懇談の
質疑応答や意見交換等の
内容の詳細は後日掲載予
定。(事務局)

高点数による指導選定に
ついては厚生労働省も代
替案を模索している様子
であるが、現状それに代
わる指導選定方法がない
との事であった。懇談の
質疑応答や意見交換等の
内容の詳細は後日掲載予
定。(事務局)

高点数による指導選定に
ついては厚生労働省も代
替案を模索している様子
であるが、現状それに代
わる指導選定方法がない
との事であった。懇談の
質疑応答や意見交換等の
内容の詳細は後日掲載予
定。(事務局)

高点数による指導選定に
ついては厚生労働省も代
替案を模索している様子
であるが、現状それに代
わる指導選定方法がない
との事であった。懇談の
質疑応答や意見交換等の
内容の詳細は後日掲載予
定。(事務局)

高点数による指導選定に
ついては厚生労働省も代
替案を模索している様子
であるが、現状それに代
わる指導選定方法がない
との事であった。懇談の
質疑応答や意見交換等の
内容の詳細は後日掲載予
定。(事務局)

高点数による指導選定に
ついては厚生労働省も代
替案を模索している様子
であるが、現状それに代
わる指導選定方法がない
との事であった。懇談の
質疑応答や意見交換等の
内容の詳細は後日掲載予
定。(事務局)

この機会にぜひご入会ください

■保険医(ドクター)であれば医科・歯科
問わず入会できます。

入会金 3,000円

会費(月額)

開業医 5,000円

(75歳以上は3,000円)

勤務医 3,000円

(40歳未満は1,500円)

※入会金・会費は損金に計上できます。

■今号は未入会の方にもお送りしています。
この機会にぜひご入会のご検討をお願い
します。

※お問い合わせは協会事務局

(TEL0952-29-1933)まで



会長 中山利浩

保険医協会にご入会を

保険医協会は、われわれ
保険医の生活と権利を守
り、国民医療・社会保障の
充実と向上を図るととも
に、保険医が主体的な活動
を行うことを主目的として
活動しております。現在、
当協会の会員数は972人
(医師649人、歯科医師
323人)(2025年2月

末時点)であり、医科と
歯科が連携し、さらには事
務局員とも一丸となって活
動している点が大きな特徴
であります。

また、患者・国民向けの
運動としては、窓口負担の
引き下げや医療費助成制度
の拡充などの要請も行っ
ています。

協会は今後も医療改善運
動に積極的に取り組んでま
いります。ぜひこの機会に
保険医協会への入会をご検
討いただきますよう、お願
いいたします。

協会会員数

医科 649人
歯科 323人
合計 972人
(2月28日現在)

主な記事

- ・医科歯科合同研究会「指導・監査と保険医の権利」……………2面
- ・佐賀県歯科技工士会との懇談会……………3面
- ・後期高齢者全員に資格確認書が届きます……………3面
- ・労務管理「育児・介護休業法改正(育児編)」……………6面
- ・3大共済制度・斡旋事業等のご案内……………7面

曙

▼日本の都道府県別魅力度ランキングで毎年ワーストスリー内の佐賀県。なんでそんなに魅力がない県なのであるのか。ブランド総合研究所という私的企業が出している公表しているらしい。どのようになっているのかは分からないが、自分の住んでいる佐賀県が毎年最下位近くにランキングされるのはあまり良い気持ちはしない。ましてや県庁でお仕事されている方は、かなり気にされているのではないのか。さてさて、この佐賀県には全国レベルの会合を催す大きな施設が存在していない。SAGAアリーナが完成したことは本当だが、それは協会に適合する宿泊施設の拡充が必要と思うが、もともと観光客の増加が期待されなければ不可能であろう。佐賀県保険医協会は早速全国レベルの会合である、保団連医療研究フォーラムを、このSAGAアリーナを利用し11月23・24日に開催することにした。多くの方々がこの会合に参加され佐賀県の良さを知っていただき、次回はぜひ観光に行ってみたいと思っただけなのではないか。この研究フォーラムになるように、役員・事務局一丸となって知恵を巡らしているところである。近い将来には全世界レベルの会合の開催も不可能ではないであろう。県職員の方々のご健闘を期待いたします。

(鳥栖市 藤戸 好典)

医科歯科合同研究会

指導・監査と保険医の権利

～弁護士帯同の実例から考える「指導・監査」～



2月13日(木) 佐賀市アバンセにて、山本哲朗弁護士(博多総合法律事務所所長)を講師に、医科歯科合同研究会「指導・監査と保険医の権利」弁護士帯同の実例から考える「指導・監査」をオンライン配信を併用して開催しました。会場は7医療機関から8人、オンラインでは59医療機関等から65人の参加がありました。以下、参加者からの報告です。



山本 哲朗 弁護士

2月13日(木)、博多総合法律事務所所長の山本哲朗弁護士より「指導・監査と保険医の権利」弁護士帯同の実例から考える「指導・監査」と題する医科歯科合同研究会が開催された。長年にわたり個別指導・監査に帯同された経験や、監査に関連する訴訟等に携わってこられた経験をご講演いただいた。長年の経験を踏まえて現在の個別指導・監査に関する問題点・注意点を、この講演のために一から資料・スライドを作成していただき、大変

力のかもった講演となった。新規開業時の個別指導・その後の集団指導、個別指導の選定基準や指導実施までの段取り、指導内容、指導後の結果通知がどのようになされるか、さらには、監査に移行する状況等について、その法的根拠を含め詳しく説明していただいた。説明は山本弁護士が直接携わられた経験も含んだ内容で、われわれ指導を受ける医師にとっては、指導に対して恐怖感すら抱くような例もあった。幸い佐賀県で行われている指導に関しては、そこまで高圧的な指導は行われていないようであるが、普段からきちんとして診療内容のカルテ記載を行い、誤りがない保険請求を行うよう心がけたいものである。

ただ、現在の指導対象の高点数という選定基準に關しては、医療技術の進歩とともに高点数の検査・処置が増えている現状や、それぞれの処置には時間を要することも多く、同じ診療科の医療機関が定期的な高点数として選定されていることを考えると、基準の改正も必要と思われる。厚労省も、高点数が必ずしも悪いとは考えていないとのことであり、本来の「保険診療の取り扱い、診療報酬の請求について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う」という指導の目的に立ち返り、全ての医療機関を対象に順番に懇切丁寧な指導を行っていただくのが公平な選定基準となるのではないかと考える。(佐賀市 中山 利浩)

研究会にご参加いただいた先生から以下の感想をいただきました。指導・監査は、時に保険医の自死というケースも起きる。保険医は厚生局による指導を受けなければならない。個別指導は1カ月前に実施通知が来る。指導対象カルテは1週間前に20件、前日に10件が通知され、カルテは原則として初診時から全ての記録を持つていく。個別指導の自主返還は指導月前1年分、施設基準の返還は最大5年分とされている。個別指導では持参物が多くなってお知らせを受けてから指導を受けるまでの間に、準備のため多くの時間や労力を要する。個別指導は保険者、患者、スタッフ等からの情報提供や、集団的個別指導を受けて次の年度も高点数だった人などが指導の対象となる。高得点の人は5年に1回は個別指導にあたる計算だ。指導官は過去のレポートを見てから指導するので、取り調べに近い状況にもかかわらず照れ秘権がない。ミス、不知、誤解を行った保険医に恐怖感を抱かせ、県の1件あたりの平均点を下げる指導になっていると考える。

指導は本来全ての医療機関が受けなくてはならず、個別指導を新規個別指導と同じように教え導き取り扱いにしなければ実現が難しいのではないかと。今のやり方では監査のような厳しい指導になってお

保険医メールマガジン

佐賀県保険医協会では、会員の先生方を対象に電子メールを活用したメールマガジンを発行しています。ご希望の方はお名前・医療機関名を下記アドレスまでご連絡ください。不定期に医療情報等のメールマガジンをお送りします。

hoken-i@star.saganet.ne.jp

(伊万里市 國谷 好高)

わたしの主張

高額療養費制度の見直しの顛末

日本は現在、急速な少子高齢化社会を迎え、このまま何の対策も立てないと、近い将来、大変な状況になることは誰がみても明らかです。特に「少子化」の問題は今後、日本の将来を考えると、非常に重要な問題であります。その対策として、「高校授業料無償化」や「学校給食の無償化」、「児童手当の所得制限撤廃」といった政策が議論され、実際に一部、実行に移されている政策もあります。

とはいってもこれらの政策を押し進めるには財源が必要で、その財源の捻出先として訴状に上がったのが、今回の「高額療養費制度の見直し」です。世間では、見直す項目、間違っている点、目、間違っている点、大それた、これはもはや「自衛隊」ではなく、「軍隊」です。日本が防衛費を増やせば、他国も対抗してつづいていく。たつても「平和」にはなりません。軍拡競争も終わらせません。なぜ見直さないのであるのか？

現在、この原稿を書いている段階では来年度予算の審議が佳境を迎えています。今回の予算案で突出した伸びを示す防衛費になぜかほとんど議論されて

でしようか？これは、与党のみならず野党の方々に聞いてみてもいいです。(常任理事 今村 洋二)

「個別指導」時の弁護士帯同・録音

指導通知が届いたら早めに協会までご連絡ください。

弁護士を紹介します

帯同費用 1回 55,000円(税込)(法律事務所での事前打ち合わせ含む)

顧問弁護士 佐賀中央法律事務所

※個別指導時に弁護士帯同することができます。指導を受けられた先生からは「人権を無視した発言などなく、和やかな自然な流れでの個別指導でした」との感想が寄せられています。

録音をお勧めします

指導内容を聞き漏らさないためにも、録音は必要です。指導内容を記録しておくことは指導後の対応にも有効ですので、ぜひ事前に行政担当者に録音を行うことを申し出ましょう。

お問い合わせ 佐賀県保険医協会事務局 TEL (0952)29-1933

知っトクパンフが
新しくなりました

保険連の「知ってトクする! 医療・介護・税金の負担軽減策2025年版」が発行されました。税金、医療、介護、障害、生活保護などの制度や活用方法が記載されています。ご希望の場合は無料でお送りしますので、協会事務局までご連絡ください。

診察室だより

第24回 若い女性の浮腫

今回は若い女性の浮腫について考えてみましょう。若い女性の浮腫の場合、女性に多い甲状腺疾患を外すわけにはいきませんね。では発熱で来た患者さんで浮腫がある場合は何を考えるのでしょうか？

伝染性紅斑で知られるパルボウイルスB19は、妊婦が罹患すると約20%に経胎盤感染で胎児水腫を起こすことがあります。流産・死産の原因となります。そのようなウイルスなので伝染性紅斑に罹患すると皮疹のみならず関節痛と浮腫を起こすことが多くみられるようです。患者さんは体中が痛いと言えることが多く、痛みを気を取られて浮腫を見逃すことが多いので要注意です。某病院の統計では顔面四肢の発疹83%・関節痛腫脹83%・顔面四肢の浮腫70%とのこと。また、痛みや発熱で処方したロキソニンが浮腫の原因になっていることも少なくないようです。男性にも見られるが女性の方が多いとのこと。

月経前症候群は月経の数日前から腫れ始め、月経が始まると引いてきます。黄体ホルモンのNa貯留作用によると説明されます。特発性浮腫も月経のある若い女性に多いのですが、月経前症候群とは別の疾患で、除外診断を行って病名が付きまします。RAA系の亢進が想定されています。

好酸球性血管浮腫も女性に多く繰り返す起すEAEと繰り返さないNEAEがありますので、膠原病内科などへの紹介が必要です。

最後に、繰り返しになりますが薬剤性の浮腫は必ず考えましよう(Ca拮抗剤・NSAID s・ピオグリタゾン・その他)。

(ペンネーム 正篤)



前列は佐賀県歯科技工士会役員、後列は当会役員

佐賀県歯科技工士会と懇談 技工士の待遇改善を目指して協議

2月22日(土)、多都市まちづくり交流センターあいちばつにて、佐賀県の歯科技工士の現状と問題点について佐賀県歯科技工士会と懇談会を行った。技工士会からは樋口寿郎会長、大塚雅晴技対理事、落合充輝財務理事、寺崎太彦監事の4名、当会からは新井良一副会長、梅津健太郎・藤瀬恭平、私の各常任理事と事務局が参加した。樋口会長は現在の佐賀の歯科技工業界について「歯科技工士の過重労働と低賃金」「若者の技工士離れ」「技工士の高齢化」「小規模技工所の減少」などを挙げ、歯科技工士の置かれている過酷な現状を訴えられた。最近行われた他府県のアンケート結果では、技工所の開設で30代未満はわずか4・3%、50代以上は7割超で高齢化は深刻、後継者が不在の技工所は8割を超え、優れた技工技術は確実に引き継がれないことが予想される。また、半数近くの従事者が週7時間以上の異常な長時間労働を強いられており、1週間の休日は「1日」が半数近くはあったものの、「ほとんどなし」が3割を超えていた。また、年収が300万円未満が約4割、500万円以下で約65%と長時間労働の割に低賃金である。このような労働条件を背景に「3割の方が5年後に自分自身が歯科技工士を辞めていると思う」といっている。

超高齢化社会の進行に伴い、義歯や補綴治療の需要は一層増加することが予想されているにもかかわらず、歯科医療を支える歯科技工士は高齢化が進み、若い歯科技工士の離職が増加し、深刻な技工士不足が進行している。厚生労働省が行っている現状のCAD/CAMシステムやIT技術の推進による業務効率化、技工士の診療補助や訪問歯科への帯同はかえって技工士に時間的制約を増すばかりで、技工士不足に対する政策としては全く効果が無い。このままでは近い将来、技工士不足と技術の継承の断絶は明白であることを歯科医師はもっと深刻に考えるべきだ。

(常任理事 中島 雅典)

会員限定!

ネットで歯科の施設基準研修が受けられます!

スマートフォンやパソコンで、いつでもどこからでも研修が受けられます。修了証も発行します。URLまたはQRコードから必要なコースを受講してください。

ご不明な点は当会までご連絡ください。(事務局)

<https://cypher.ne.jp/ejoin/>



LINE公式アカウント

登録者募集中!!



佐賀県保険医協会
ID: @705dnskk

- 保険医協会の行事や出版物などを案内します。
- どなたでも登録できます。

佐賀県保険医協会の ホームページ



医療情報や今後の研究会情報、共済制度案内など最新の情報や、過去開催の研究会資料等を掲載しています。

後期高齢者の全員に 資格確認書が届きます

厚生労働省は、4月3日、75歳以上の後期高齢者全員に対してマイナ保険証保有の有無に関わらず全員に資格確認書を交付することとしました。2025年8月から2026年7月末までの暫定的な対応としています。

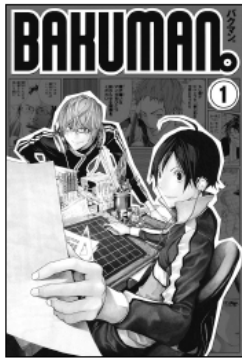
患者の資格確認方法(概要)

	2025年 8月1日	2025年 12月2日
後期高齢者	保険証(全員)	
	資格確認書 (全員に交付される)	
	マイナ保険証(申請者)	
市町国保	保険証(全員)	
	資格確認書 (※一部にのみ交付)	
	マイナ保険証(申請者)	
被用者保険等	保険証(全員)	
	資格確認書 (※一部にのみ交付)	
	マイナ保険証(申請者)	

※マイナ保険証非保有者、紐付け解除者、交付申請者等に交付される

また、漫画にまつわる思い出です。まあホントに漫画しか読んでないの
でそうなりますよね。

「BAKUMAN。」(バクマン。)
は私の中で衝撃を受けた作品のひとつで、漫画家への道が描か



集英社文庫
定価：858円(税込)



BAKUMAN。

原作 大場 つぐみ
漫画 小畑 健

れた作品です。幼少の頃から漫画が好きなら、自分でも書いてみようと思つた経験はありませんか? 私自身も小学生の頃に実は漫画を描いてみました。スケッチではなくコマ割りしてストーリーのある漫画に挑戦しましたが、1ページと半分は挫折して良かったのですが、話を考える才能も、絵の才能ももちろん無かったです。小学校低学年だったと思いますが、や

つてみて納得して諦める経験の中の1つです。この漫画の主人公、中学3年生の真城最高(あだ名…サイコー)は高い画力がありながらも将来に夢を持たず、ただ流されて普通に生きていくだけの退屈な日々を送っていた。ある日サイコーはささいな出来事をきっかけに、秀才のクラスメイトで作家志望の高木秋人(あだ名…シージュン)に「俺と組んで漫画家にならないか」と誘われる。

初めはその誘いを断っていたが、声優を目指している片思いのクラスメイト・亜豆美保と「アニメ化したら結婚する、それまで互いに直接会わない」と約束したことから漫画家への道を志すことになる。

かなり冷めた感じの中学生が、漫画家になると夢を明確にしてから週刊連載作家となるサクセスストーリーです。結構リアル志向で描かれていますが、目標を持ちそれに向かって努力していく主人公は、読んで情熱を感じますし自分も初心忘れるべからずという意味で戒めになります。何か機会がありましたら手に取ってみてください。

佐賀県保険医協会と佐賀信用金庫・唐津信用金庫・伊万里信用金庫・九州ひぜん信用金庫が提携した専用ローン

信金deサポート

運転資金

運転資金(当座貸越・手形貸付・証書貸付)をサポートします。

融資金額：原則2億円以内
(当座貸越は原則平均月商の3カ月以内)
返済期間：原則10年以内

事業承継資金

事業承継に関する資金をサポートします。

融資金額：原則2億円以内
返済期間：運転資金は原則10年以内、
設備資金は原則、法定耐用年数以内

フリーローン

研修費用などお使いみち自由です。便利にご利用いただけます。

融資金額：500万円以内
返済期間：10年以内



設備資金

診療所建設から最新医療機器導入などにご利用いただけます。

融資金額：原則2億円以内
返済期間：原則、法定耐用年数以内



教育ローン

受験・入試費用をサポートします。お子様の大学進学時などにお役立てください。進学先の学部は問いません。

融資金額：5千万円以内
返済期間：返済期間の定めなし



カードローン

いざという時のための必要な融資としてお役立ていただけます。

融資金額：500万円以内
返済期間：2年(原則、自動更新)



創業資金

開業資金をサポートします。

融資金額：原則2億円以内
返済期間：運転資金は原則10年以内、
設備資金は原則、法定耐用年数以内

住宅ローン

夢の実現をサポートします。

融資金額：2億円以内
返済期間：50年以内



マイカーローン

家族使用のお車もローンを始め、借り換えもできます。

融資金額：1千万円以内
返済期間：15年以内



イレスクワット」で、トイレットに行った時ついでに行なう筋トレや壁立てふせ等も言ってあります。よって老後の2000万円は健康であれば不要で、死ぬ前にお金を使いきる。子供のため「老後のため」となまじお金を残したいで、兄弟がトラブルになるのは残念。今子どもらと温泉旅行などで楽しく使う。何に使うかは「自己決定」で自由。遺言状を残すことで、残された人に思いを届けよう。

最後に高齢期を幸せに生きるかどうかは「自己決定」が一番重要だと両者ともに述べられている。最後はみな1人。しかし孤立無援でなく「個として」生きていくこと。(ペンネーム 清少)



主婦の友社
定価：1,650円(税込)



お金が増える健康習慣

鎌田 実著
荻原 博子著

私も今年で77歳。来年は息子も国家試験受験予定。他の娘たちはすでに

卒業。残りわずかの人生(シニアライフ)をいかに過ごすか。もしくは主

貧乏」の原因になりかね

体性を持つてどうやって過ごせるか。
本書はお金の問題に造詣が深い荻原博子氏と、健康問題に詳しい鎌田實先生との対談形式になっています。この本でヒントをいただこうと思いましたが、参考になるか否かは、要点は食事と運動、最後は終活まで。
まずメタボとお金の関係で5キロ痩せたら寿命が1年延び、100万円の得? 不健康は「老後貧乏」の原因になりかね

ない。しかしむやみに痩せる必要はなく、大切なのは運動と筋肉。メタボとフレイルに打ち勝つ食事について鎌田先生は、シニア世代は「まごわさしい」(まごころ)「まわ(わかめ)や野菜」さ(魚)より「しいたけ」(芋)より「あさき」きたにぎやかだ(あ(油)さ(魚)は(発酵食品)き(牛乳)や野菜か(海草)だ(大豆)が大切とのこと。

またマイオカインというホルモンが出て、脂肪燃焼や血圧・血糖値を下げる働きがある。ユニークなのは「ト

労務管理の 基礎知識

247



第247回 育児・介護休業法改正

2025年4月1日から段階的に施行

(育児編)

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われました。

改正の背景

第一子出産前後の女性の継続就業率は、直近で約7割と近年上昇傾向にありますが、女性の年齢階級別正規雇用比率は25〜29歳をピークに低下し、その後年齢とともに非正規雇用に切り替わっていき、「L字カーブ」が見られます。また、育児休業取得率について、女性性は約8割であるのに対し、男性は近年急速に上昇しつつあるものの、約3割にとどまっており、男女間で両立支援制度の利用状況に差が見られます。

子の看護休暇の見直し
今回の改正の1つに子の看護休暇の見直しが行われました(4月1日施行)。(下表「子の看護休暇の見直し」参照)

〔子の看護休暇の見直し〕

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6カ月未満除外規定の廃止	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6カ月未満	<除外できる労働者> ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更ありません。

労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。事業主が講ずる措置を選択する際、労働者の過半数を代表する者等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。その他、3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として前記で選択した制度(対象措置)に関する事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければ

柔軟な働き方を実現するための措置
10月1日からは、事業主は育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を講じなければなりません。
事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、左記5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講じます。
(選択して講ずべき措置)
フルタイムでの柔軟な働き方の実現のために
①始業時刻等の変更
②テレワーク等(10日以上/月)
③保育施設の設置運営等
④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育面立支援休暇)の付与(10日以上/年)
⑤短時間勤務制度
注:②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります。

仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮
さらに10月1日からは、事業主は妊娠・出産等の申し出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取も行わなければなりません。
事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者が子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について、労働者の意向を個別に聴取します。
そして事業主は、聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向に応じて、自院の状況に応じた配慮しなければなりません。

協会顧問社会保険労務士

労務・雇用の相談を
FAXにて無料で承ります。



桂 好志郎 先生

桂労務社会保険総合事務所

〒615-8193 京都市西京区川島玉頭町60-2

TEL 075-392-5821

FAX 075-392-5823

佐賀県弁護士会所属 佐賀中央法律事務所

弁護士
東島 浩幸

弁護士
力久 尚子

弁護士
名和田陽子

弁護士
井上 恵梨

弁護士
古賀 大輝

弁護士
服部 友祐

協会顧問弁護士

佐賀市中央本町1-10
ニュー寺元ビル3F
TEL.0952-25-3121

協会顧問
社会保険労務士
桂 好志郎

今から5年前の2020年4月、改正後の新民法が施行されました。この時の大きな変更点の1つは、契約で発生する債権の消滅時効(いつになったら権利行使できないか)が統一されたことです。
旧民法では、契約の種類によつて時効がバラバラでした。例えば、医療費の時効は3年とされていましたが、他にも、飲食店のツケの時効は1年、弁護士の報酬金の時効は2年、工事請負代金の時効は3年だったりと、民法改正後も労働者の賃金の時効は3年だったりと例外はあり、ややこしい状態が完全に解消されました。

時効は、①いつから起算するのか、②何年で時効なのか、③途中で時効が止まってしまうのか、といったいろいろな論点があり、弁護士も頭を悩ませる問題です。場合によっては、当事者が思っていたより早く時効が来てしまうかもしれません。



時効が気になったらできるだけ早く弁護士に相談することをお勧めします。

あなたが持っている請求権、
時効は大丈夫？

法律相談



Vol. 172

佐賀中央法律事務所
佐賀市中央本町1-10
二コ寺元ビル3F
電話0952(25)3121
弁護士 古賀 大輝

請求書を何度か送り続けたら時効にならないと勘違いされています。請求書で時効の完成を6カ月間猶予できる場合がありますが、請求書を何度か送り続けてずっと時効を止め続けることはできません。

保険医協会 3大共済制度・斡旋事業等のご案内

3大共済制度 春の申込受付中！

保険医協会では、人生の3大リスク（傷病、老後、死亡）への備えに3大共済制度を取り扱っております。営利を目的とせず、会員相互の助け合い制度として保険医協会・保団連が運営しているため、割安な保険料と充実した保障内容を実現しています。ぜひこの機会にご加入・増口をご検討ください。
※各制度の詳細は必ずパンフレットにてご確認ください。

保険医休業保障共済保険

申込受付：4月1日～5月25日 加入日：2025年8月1日

- 入院は初日から、自宅療養は4日目から給付
- 最長730日給付。通算500日までは再発や後遺症でも何度も給付。
 - 保険料は加入時のまま変わりません。給付は口数に応じた定額払い（最大8口まで）。収入額等に左右されません。
 - 健康に異常がある方はご加入いただけない場合があります。

休業されたらすぐご連絡を！ 2025年3月度 休業保障共済保険給付実績（佐賀県）

	加入口数	給付日数	給付金額
A先生	5口	120日	¥3,600,000
B先生	5口	92日	¥1,560,000

2022年8月1日以降の休業は、入院は初日、自宅療養は4日目以降が給付対象です。請求時効は休業から3年間です。3年以内に休業され、まだご請求いただいていない方は事務局までご連絡ください。

保険医年金

申込受付：4月1日～6月25日 加入日：2025年9月1日

加入者は全国で約5万人
予定利率 1.202%（2025年4月時点）

- 自由な積み立て
…「月払」1口1万円まで通算30口まで。「一時払」1口50万円まで1回40口まで。
…口単位での中途解約・払い込み中断もできます。
- 予定利率（最低保障利率）1.202%。さらに、昨年度は0.064%の配当上乗せがありました。
- 多彩な受け取り方法
…加入5年以上なら、いつからでも年金受給を開始できます（満期は80歳です）。一時金での一括受け取りや「一部を一時金、残りを年金受給」もできます。

グループ生命保険

新規申込は年中受付

保険金額：本人～5,000万円、配偶者～3,000万円、子ども400万円

- 毎年決算を行い、保険金支払いが少なく剰余金が出れば配当金として加入者に還元。昨年は24.55%の配当率となりました。
- 告知のみで申し込みが可能。ただし、健康に異常がある方はご加入いただけない場合があります。

融資制度・がん保険

- 保団連が実施する融資制度（住宅ローン、フリーローン）や佐賀県保険医協会が実施する会員限定商品「信金deサポート」、がん保険を斡旋しています。

斡旋事業等

医賠償（医師賠償責任保険）

- 開業医・勤務医の方もご加入できます。

サイバー攻撃に備える保険

- 情報漏洩やサイバー攻撃が起きてしまった場合にも専門業者がしっかりサポート。団体が適用割引率50%！

自動車・火災保険

- 集団扱いで一般加入よりも保険料が5%割引に。
- 台風や集中豪雨による水災への特約も付けられます。
- 自動車保険は同居家族、別居の扶養家族、従業員、従業員家族もご利用いただけます。

放射線漏洩測定・ 個人被ばく線量測定用バッジ

- 医療機関での放射線漏洩測定や個人被ばく線量測定用バッジを、協会会員限定の団体料金（割引料金）にて委託し、会員が院長あるいは法人理事長を務める院所にご紹介しております。料金、測定内容は以下のとおりです。

放射線漏洩測定（測定会社：富士レントゲン）

(金額は税込)	半年(年1回)	年間(年2回)	会員以外(年2回)	内 容
歯 科	9,900円	19,800円	33,000円	・ X線漏洩線量測定 ・ 結果図面および証明書発行 ・ X線設備等の変更時のご相談 ・ X線管理・ 監査時のご相談
医科 (管球数1)	11,000円	22,000円	44,000円	
医科 (管球数2)	14,300円	28,600円		
医科 (管球数3～4)	16,500円	33,000円		

※月ごとに測定を行う地区が異なります。
決められた月以外のご依頼につきましては、別途、追加料金をご相談いたします。

個人被ばく線量測定用バッジ（ルミネスバッジ）（取扱会社：長瀬ランダウア株式会社）

使用件数	1件	2件	3～4件	5～6件
単価（税別）/月	1,200円	1,100円	1,000円	950円
使用件数	7～10件	11～14件	15～19件	20件～
単価（税別）/月	900円	850円	825円	800円

保険医協会では防犯カメラ等を会員価格で斡旋しています。
お申し込み・お問い合わせは保険医協会入会の上、下記の番号へおかけください（協会会員の方は、会員である旨をお伝えください）。

医療施設・介護施設
企業・工業の管理カメラ
一般住宅向けカメラ

お気軽にお電話ください。



 西日本防犯設備 TEL. (0952) 65-3138
CCTV（防犯カメラ）建物管理 佐賀市多布施3丁目2-74

回答

〔イデコの掛金月額の上限〕

(TEL : 0952-29-1933)